

第7章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実に進め、実効性あるものにしていくためには、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。また、本計画が対象とする範囲や施策事業は多岐にわたるため、市の関係各課が横断的な連携の下に施策を進めるとともに、多様な市民や事業者あるいは関係団体相互の調整・連携による取組が重要となります。

このことから、本市においては、次のとおり既存組織の活用・強化と必要に応じ新しい組織づくりを行い、同時にそれらの連携体制を整備していくこととします。

(1)中央市環境審議会

本市の環境に関し、調査審議し、施策の実施状況について評価します。

(2)中央市環境会議(仮称)

市民、事業者、行政、各種団体などからなる組織で、それぞれの立場に応じた役割分担のもと意見を交換し、連携・協働した取組を進めます。

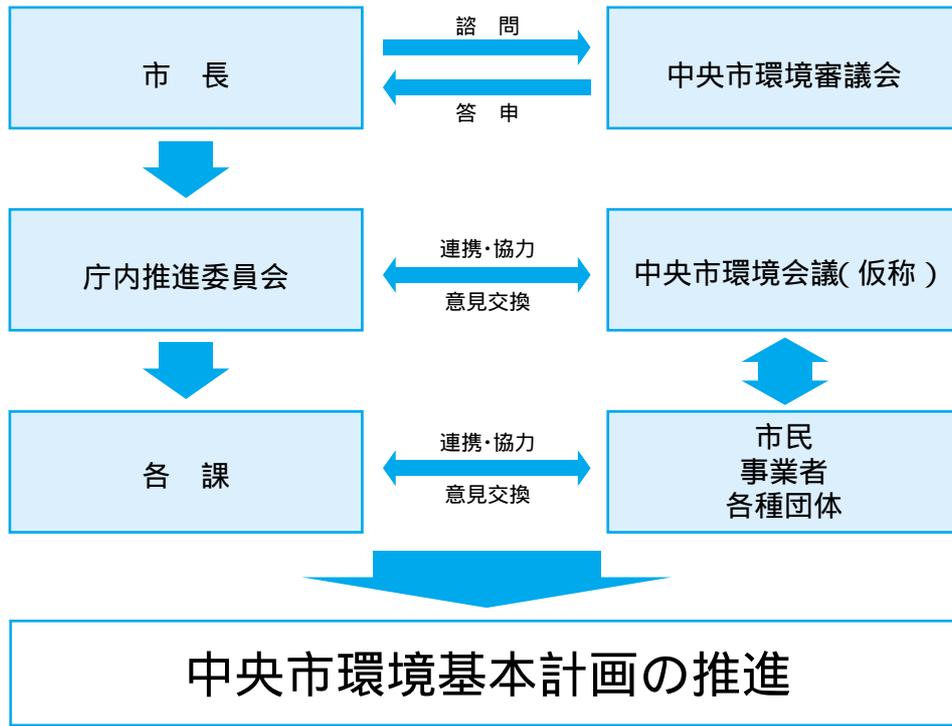
(3)庁内推進委員会

本計画の施策事業の実施に当たり、庁内各課の環境関連施策の総合的な調整を行います。

(4)広域的な連携、協力

環境問題を解決し、良好な環境づくりを行うためには、本市の枠を超えた、広域的、地域横断的な取組が求められます。国、県及び他の市町村等と連携、協力した取組を推進していきます。

図7-1 推進体制



2

進行管理

本計画の進行管理にあたっては、目標の達成状況や施策事業の実施状況について、定期的に点検・評価していきます。その上で、環境問題を巡る状況や社会的動向などを加味しながら見直し、新たな課題等に対応していくものとします。

(1)環境の状況、施策事業の実施状況の公表

本市の環境の状況や本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報などで公表していきます。

(2)進行管理

図7-2に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)という継続的な改善の仕組みを導入します。

図7-2 PDCAサイクル

